

住まいの復興給付金を受給するために必要とされる罹災証明書の取扱い（概要） －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「東日本大震災による被害を救済するための制度が現在でも存在していることを踏まえると、市町村が機械的に罹災証明書の新規発行の受付をやめてしまうことは不合理である。」等の意見を踏まえて、平成 26 年 12 月 12 日、復興庁にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

住まいの復興給付金を申請する際には罹災証明書の添付が必要となっているが、罹災証明書の発行を行う市町村の多くは、東日本大震災から 3 年が経過した現在、震災との因果関係が不明確であることを理由に罹災状況の新規発行の受付を終了している。被災者の中には、罹災証明書が得られないため、住まいの復興給付金の申請を断念している者もいると聞いており、既に市町村が新規発行をやめ、罹災証明が受けられない者に対しても、申請可能な手段を検討してほしい。

（注） 本件は、茨城行政評価事務所が受け付けた相談である。

○ 住まいの復興給付金の概要

平成26年 4 月 1 日から始まった段階的な消費税率引上げに伴い、東日本大震災で被災した者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対して、消費税の増税分（消費税率 8 % の場合は 3 %）に見合う額を給付するもの。

住まいの復興給付金を受給するためには、東日本大震災の被災に係る罹災証明書が必要となる。

○ 東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行状況

当省が調査した 30 市町村のうち、21 市町村は東日本大震災の被災に係る罹災証明書の新規発行を終了していた。

（あっせん要旨）

復興庁は、次の措置を講ずる必要がある。

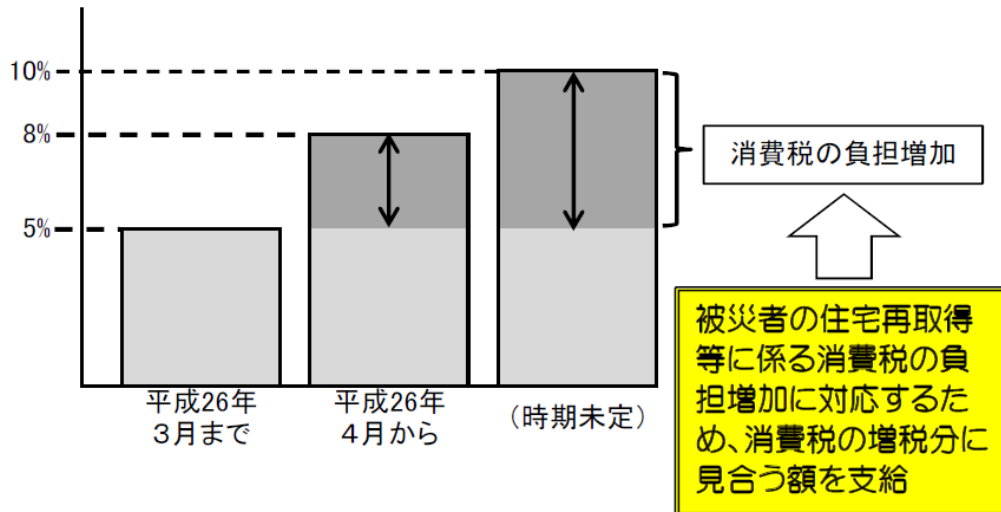
- ① 東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村に対して、受付の再開を要請すること。
- ② 東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村が受付を再開するまでの間、罹災証明書の交付を受けられない者からの住まいの復興給付金の受給申請に対応するための措置を講ずること。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、東日本大震災の被災に係る罹災証明書の新規発行を受けることができないという理由で、住まいの復興給付金の受給申請ができなかった者への対応が可能となることが期待できる。

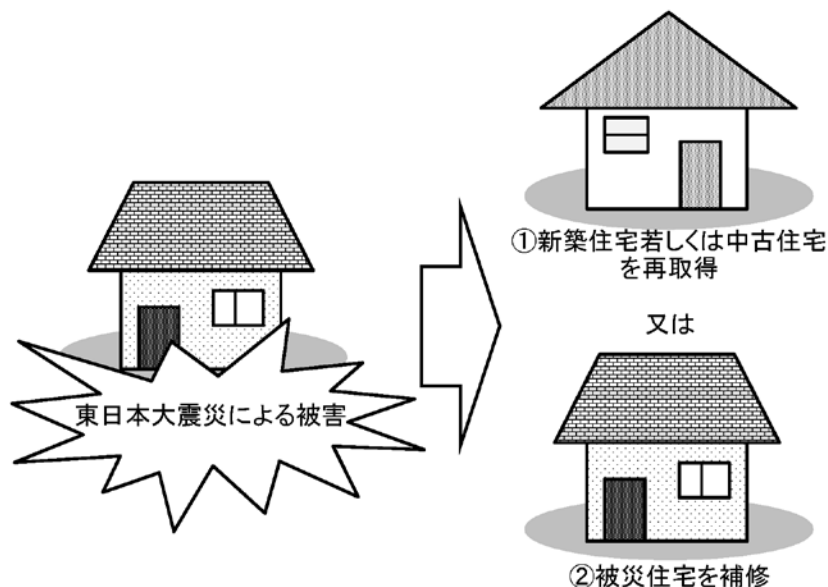
住まいの復興給付金の概要

住まいの復興給付金は、平成 26 年 4 月 1 日から始まった段階的な消費税率引上げに伴い、東日本大震災で被災した者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対して、消費税の増税分（消費税率 8 % の場合は 3 %）に見合う額を給付するもの。



○ 給付対象者

原則として、東日本大震災により被害が生じた住宅（以下「被災住宅」という。）の被災時の所有者であり、新築住宅若しくは中古住宅を新たに建築・購入（以下「再取得」という。）し、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している者



○ 給付申請の方法

再取得住宅又は補修した被災住宅の引渡日から 1 年以内に、罹災証明書等の書類を添付して、申請書を住まいの復興給付金事務局（注）へ郵送

（注）復興庁から委託を受けた民間事業者が実施

罹災証明書の概要

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、市町村の自治事務として災害発生時に被災者に交付されてきたものである。

現在、罹災証明書は、被災者生活再建支援金のほか、住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用されている。

○ 総務省の勧告による罹災証明の迅速化及び信頼性確保に向けた改善状況

当省では、平成 24 年度に「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査（東日本大震災関連）」を実施

- 内閣府に対して、罹災証明の迅速化と信頼性の確保を図るため、罹災証明書を遅滞なく交付すべきことについて法的な位置付けを行うことなどを勧告
- 平成 25 年 6 月、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が改正され、罹災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務として同法に位置付け

○ 罹災証明書の証明事項

罹災証明書は被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理といった住宅被害に着目した被災者支援措置の適用の判断材料として多く活用されていることから、災害対策基本法第 90 条の 2 により住家被害は必須の証明事項

- 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等の被害区分を罹災証明書に記載

○ 罹災証明書の例

罹災証明は市町村の自治事務であるため、罹災証明の証明事項及び罹災証明書の様式は統一されていないが、記載内容はおおむね一致

例 1

罹 災 証 明 書

◎太枠内をご記入ください。

申請者	現住所 〒 ()
	氏名 () 生年月日 年 月 日生
※ 被災者氏名 ※ 申請者と同じ場合は記載不要	氏名 () 生年月日 年 月 日生
被災年月日	平成 23 年 3 月 11 日
被災場所	
被災原因	東北地方太平洋沖地震
被災区分	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 借家 ※ 被災家屋の所有者を記載 (所有者住所 所有者氏名) <input type="checkbox"/> その他 ()
添付書類	<input type="checkbox"/> 被災写真 <input type="checkbox"/> 家屋の概略図
被災程度 (住宅)	<input type="checkbox"/> 全壊 (焼) <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 (焼) <input type="checkbox"/> 床上浸水及び一部損壊

上記の事実と相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

例 2

罹 災 証 明 願

平成 年 月 日

様

住所
願出人
氏名

平成 年 月 日発生した による
災害で下記のとおり罹災したことを証明願います。

記

1 罹災日時	
2 罹災場所	
3 罹災物件	
4 罹災原因	
5 備考	

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

○ 東日本大震災に係る罹災証明書の発行状況

当省において、30 市町村を抽出し、平成 26 年 6 月 30 日時点での東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の状況を調査

- 表－1 のとおり、21 市町村は東日本大震災の被災に係る罹災証明書の新規発行の受付を終了

表－1 調査対象市町村における罹災証明書の発行状況

区分	市町村数 (割合)	備考
新規発行している市町村	9 (30.0%)	—
新規発行の受付を終了した市町村	21 (70.0%)	(内訳) ① 平成 25 年度以前に受付を終了した市町村：19 ② 平成 26 年 6 月 30 日までに受付を終了した市町村：2
計	30 (100%)	—

(注) 1 本表は、当省の調査結果による。

- 2 「新規発行している市町村」9 市町村のうち、6 市村は全て（全壊、半壊及び一部損壊）の被害区分に係る罹災証明書を新規発行しているが、2 市は一部損壊の被害区分に係る罹災証明書についてのみ、1 町は原子力災害により長期間の居住不能等の状態であることの罹災証明書のみ新規発行している。

住家の被害認定の基準、方法

罹災証明書の交付と同じく、罹災証明の前提となる住家等の被害調査に関する事務は、市町村の自治事務である。

ただし、住家の被害認定基準に関しては、内閣府が「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）を定めており、その内容は表-2のとおり。

表-2 災害の被害認定基準

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。

(注) 本表は、「災害の被害認定基準について」の抜粋である。

○ 被害認定の方法

市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、内閣府では、具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府（防災担当）改正）を作成

- 地震又は水害による被害の場合、外観目視により建物被害を認定する第1次調査、その認定に対して再調査依頼があった場合に建物内部に立ち入る第2次調査、さらに再調査依頼があった場合に行われる再調査を実施

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 収	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県男女共同参画センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	関口 一郎	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長